シリ丹バレー推進協議会 丹波型事業共創コミュニティ形成事業 企画提案コンペ仕様書

1 委託業務の名称

丹波型事業共創コミュニティ形成事業

2 目的

少子高齢化に伴う地域の担い手不足による地域課題が増加している中、新たなビジネス展開による持続可能な課題解決の方策が求められている。地域課題の解決に資するビジネスや地域資源を活かしたビジネスの創造を促進するため、地域内外の力を結集し、地区(小学校区等)単位で地域主導の、自律分散型^{※1}オープンイノベーション^{※2}の仕組みとして「丹波型事業共創コミュニティ」の形成を図る。

丹波型事業共創コミュニティの形成にあたっては、丹波に愛着を抱いている起業家・事業家等を「事業共 創パートナー^{※3}」に登用し、効果的な推進を図る。またビジネスプラン創造の場として事業共創チーム^{※4}を 構築し、地域外の専門人材の参画やメンバー間の交流・連携を促進する。

- ※1 自律分散型(組織): 社長や管理職のような中央集権者が存在せず、全てのメンバーが各々の判断や意思決定に基づいて行動できる (組織の) こと。
- ※2 オープンイノベーション:異業種、異分野が持つ技術やアイデアなどを組み合わせ、革新的な取組を行うこと。
- ※3 事業共創パートナー:事業共創コミュニティの運営・コーディネートや事業共創チームのメンバー間のつなぎ手となる人
- ※4 事業共創チーム:外部人材を含めて組織し、具体的にビジネス化を目指すチーム

3 業務の内容

次に掲げる業務を実施する。(詳細は別紙1のとおり)

- (1) 丹波型事業共創コミュニティ形成事業の運営
- (2) 事業共創パートナーの登用
- (3) デジタルコミュニティ構築に向けた調査研究
- (4) 広報冊子等の作成及び情報発信

4 委託条件

- (1) 委託期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (2) 委託料
 - ① 上限を5,000千円とする(委託に係る消費税を含む)。 上限を超えない範囲で対象経費を積算のうえ提案すること。
 - ② 対象経費は、業務の実施に必要な全ての経費を含むこと。 〔別表 2〕
 - ③ 委託料の支払は原則精算払とし、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、契約書に適合しているかを確認した後に支払う。なお、業務の遂行上必要と認める場合は、前金払いを行うことができる。
 - ④ 再委託は、原則として禁止する。なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ委託者と協議し、承 諾を得た場合に限る。
 - ⑤ 業務完了後、委託料を精算し、余剰金が生じた場合は返還する。

5 応募等

(1) 応募資格

法人であって、登記を完備する者であり、以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- ① 本業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- ② 「会社更生法(平成14年法律第154号)」に基づく更生手続開始の申立て、「和議法(大正11年法律第72号)」に基づく和議開始の申立て及び「民事再生法(平成11年法律第225号)」に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ③ 本件公募開始日から企画提案書の提出までの間に、兵庫県の指名競争入札における指名停止を受けていないこと(契約締結後においても同様の取扱とする)。
- ④ 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと(契約締結後においても同様の取扱とする)。
- ⑤ 宗教又は、政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- ⑥ 「暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。)」に規定する次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号に規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に 規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人の役員等が暴力団員である者または暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって 暴力団の利用等をしている者
 - (ウ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または間接的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (エ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ⑦ ⑤及び⑥に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者ではないこと。
- (2) 企画提案の募集及び提出期限

令和5月6月9日(金)~令和5年6月15日(木)17時まで

- (3) 提出書類
 - ア 企画提案書鑑(様式1)
 - イ 提案者の概要(様式2)
 - ウ 業務内容等説明書(様式3)

本業務の目的を達成するために効果的な取り組みで、本仕様書に記載されていない事項がある場合は、その追加提案書(様式を問わない)

- * 追加提案は委託料上限額の範囲内とすること。
- * 追加提案書は、本仕様書との相違点を明記し作成すること。
- 工 業務実施計画(様式4)
- 才 収支計画書(様式5)
- カ 事業者の概要がわかるパンフレット、企画提案の補足資料等
- キ 誓約書(様式6)
- ク 法人登記簿謄本(提出の日から3ヶ月以内のもの)
- ケ 定款、役員名簿
- コ 前期の貸借対照表及び損益計算書(前期分がない場合は、その理由及び当期分の事業予算計画を提出

すること)

サ 県税にかかる納税証明書(コピー可)

県税事務所が発行する「納税証明書(3)」を提出(証明日が申請日以前3ヶ月以内のもの) なお、兵庫県内に事業所を有しない等の理由により、兵庫県税について課税実績がない場合は、別 紙様式の誓約書を提出すること

(4) 提出先

シリ丹バレー推進協議会事務局 (担当:井上)

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁舎2階

TEL 0795-73-0690 FAX 0795-72-3077

info@silitan-valley.com

- ※ 原則、電子メールにて書類を提出し、(3)提出書類のク・サは、原本を郵送または持参すること。
- ※ 郵送による場合は、書留郵便等配達記録が残るようにすること。
- ※ 持参の場合、受付は平日9時~17時まで(12時から13時を除く)
- (5) 内容についての質問等

所定の質問書により令和 5 年 6 月 12 日 (月) 15 時までに電子メールまたは FAX によりシリ丹バレー推進協議会事務局に提出すること。

また、回答は、令和5年6月12日(月)までに質問書を提出した者全員に通知する。

(6) その他

- ア 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- イ 提出書類は、本企画提案コンペの審査のためにのみ使用する。
- ウ 提出書類は返却しない。
- エ 提出書類は非公開とする。なお、採用された提出書類、団体名等については、応募者の承諾を得た上 で、公開する場合がある。

6 審査

- (1) 審査方法
 - ア 企画提案の審査は、書類審査及び「シリ丹バレー推進協議会企画提案コンペ審査会」におけるプレゼンテーション審査により行う。
 - イ 審査会が必要と認める時はヒアリングを実施する場合がある。また必要に応じて追加資料の提出を 求める場合がある。
- (2) 受託者の決定
 - ア 審査会の審査結果に基づき、最も優秀な提案を行った者を本業務の受託者に決定する。
 - イ 次の場合には、提出書類を審査の対象としない場合がある。
 - ① シリ丹バレー推進協議会事務局を通さないで、シリ丹バレー推進協議会関係者に対して本企画提 案コンペに関する問い合わせをした場合
 - ② シリ丹バレー推進協議会関係者に対して本企画提案コンペに対する援助を求めた場合
 - ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
 - ④ その他本企画提案コンペに関して、応募者の責めに帰すべき事由により公平な審査に支障を来す事態が生じた場合
- (3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、書面により通知する。

7 留意事項

- (1) 受託者を決定した後、改めて業務委託内容について、シリ丹バレー推進協議会と受託者は協議し、詳細を決定の上、委託契約を締結する。その場合、双方協議の上で企画内容や金額を一部変更することがある。
- (2) 契約の相手方となる事業者等は、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付する。ただし、同項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。
- (3) シリ丹バレー推進協議会と連絡を密にして業務に当たり、業務の進捗状況については、定期的に報告を行い、シリ丹バレー推進協議会と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 委託業務終了後は、業務実施報告書を提出すること。また、業務執行に係る領収書や帳簿類については、業務終了後5年間整理・保管すること。
- (5) 本業務の委託対象経費については、国、県、市町、その他の団体の他の委託業務や助成(補助)事業と重複しないこと。

項目	内容
1 丹波型事業共創コミュニティ形成事業の運営	丹波型事業共創コミュニティ形成事業は、第三者ではなく、地域の人びとが主体的に地域課題の解決に資するビジネスや地域資源を活かしたビジネスを発意し、コーディネート、運営を行い、地域内外の人びとを受け入れる、オープンなビジネスコミュニティの形成をめざす。 当事業の趣旨を理解し、これまでの例に無い効果的な事業展開に向け、事業共創パートナー間の連携やイベントの企画実施などを行い、円滑な運営を行う。また次年度以降、取組を拡大していく方法を検討し、提案を行う。
2 事業共創パートナーの登用	すでに地区(小学校区等)単位で活動を行っており、丹波に愛着を抱いている起業家・事業家等を事業共創パートナーとして4人以上登用する。事業共創コミュニティの運営・コーディネートを行い、事業共創チームメンバー間のつなぎ手となる。また事業共創パートナーは、次の(1)~(5)の事業を実施するものとする。
(1) シーズの発掘 と地域への訴求	① 地域の実情を把握し、事業創造により解決しうる地域課題や活用しうる地域資源(人、モノ、空間、文化等)を発掘する。② ①をもとに地域へ訴求し、地域の人びとが主体的に事業を発意する流れの構築をめざす。
(2) プロポーザル (提案書)を地 域と共に作成	① (1)により集まった地域の人びととともに、内外へ発信するためのプロポーザル (提案書)を作成する。 ② ①にあたり、プロポーザル(提案書)に記載・検討すべき内容(様式の作成)を 検討する。
(3) プロポーザル (提 案書) を内外へ発信 する方法の検討とイ ベントの開催	① 地域と事業共創パートナー、外部人材の結びつけ方を検討する。② プロポーザル(協定書)を内外に発信するために効果的なイベントを検討し、開催する。
(4) 事業共創チーム結成	① 事業共創チームの結成及び具体的なビジネスプラン(事業計画、資金調達計画等)の作成に取組む。 ② 実施結果をふまえて、次年度の計画へと反映させる。
(5) 先進エリアへの視察	① 丹波地域に導入しうる取組を行う先進エリアを視察し、知見・発想をより充実させ、当事業に還元する。 ※ なお、視察地については、委託者と協議の上決定する。
3 デジタルコミュニティ 構築に向けた調査研究	① 都市部人材と連携した当事業を効果的に進めるため、メタバース等の先進的なデジタルツールを活かした方法を調査研究する。
4 広報冊子等の作成 及び情報発信	① 事業共創パートナーの活動や考え方、当事業の取組や成果等をまとめた広報冊子等を作成し、地域内外での当事業取組拡大へとつなげる。 【要件】 ア 規格: A4縦 両面刷り 中綴じ 12~24ページ程度 イ 部数: 1,000部以上ウパンフレット及び電子データ(イラストレーター等加工可能なデータ及びPDFデータ)を成果品として納入すること。 エ 成果物の著作権(著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む)、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。 ② 本年度の当事業の実施成果をとりまとめ、情報発信を含めた報告会を実施する。

(対象経費)

項目	内容
企画調整費	事業の企画調整にかかる経費
講師等謝金	講師等謝金(上限6,100円/時間で県の規定に準じる。特別な事情がある場合は、別途委託者に協議すること。)
人 件 費	事業共創パートナーの活動にかかる経費 等
旅費	講師交通費、視察にかかる交通費・宿泊費 等
使 用 料	会場使用料、備品使用料、レンタカー料等
印刷製本費	デザイン費、印刷費、資料作成費 等
通信費	連絡・通信に要する郵送料
需用費	事業実施に必要な消耗品 等
調査研究費	調査研究にかかる人件費・業務委託費・備品購入費等 【備品について】 ・使用耐用期間が概ね1年以上で取得価格が10万円以上のもの。見積合わせ実施の上、購入すること。 ・事業終了後、委託者へ返還すること。
その他	その他事業の実施に伴う経費として委託者が必要と認めた経費

(注)飲食費(弁当・茶菓等)、備品購入費(調査研究にかかる購入はこれに限らない)、受託者の経常的な運営にかかる経費は対象外とする。